

【凡例】

修正後

修正前

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	津谷大沢地区	気仙沼市

図面記号									
D-35									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙1記載のとおり						
	計	<u>3,854 ㎡</u> 3,724 ㎡		(田 0 ㎡、畑 3,724 ㎡)		<u>3,854 ㎡</u>			
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年	なし				
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・転用予定地の周辺は普通畑であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。 ・281番8、267番1、267番2、266番4及び283番3の残存畑地への耕作道を団地内道路より確保し、営農に支障がないよう措置する。 ・雨水対しては、団地内道路の側溝を経由し、海に排水する計画であり、周辺農地に対する影響がないように措置する。また、工事に伴う土砂の流出に対しては、仮設調整池を設置し周辺農地に対する影響がないように措置する。 ・住宅団地完成後の汚水排水は、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守して隣接の道路側溝に排水するよう措置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 本吉町 津谷長根	267番1 の一部	畑	畑	2,138の一部 303	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町 津谷長根	267番2 の一部	畑	畑	2,136の一部 1,482	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町 津谷長根	281番8 の一部	畑	畑	259の一部 87	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町 津谷長根	283番3 の一部	畑	畑	3,245の一部 <u>1,982</u> 1,852	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
計 4 筆 <u>3,854 ㎡</u> <u>3,854 ㎡</u> 3,724 ㎡ (田 0 ㎡、畑 3,724 ㎡)								

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	宿舞根地区 (2工区)	気仙沼市

図面記号									
N-3									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	1筆 459㎡ (田 0㎡ 畑 459㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用予定地の周辺に農地はなく、農地転用による支障はない。 ・ 既設排水施設への接続のため、集水柵を設置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益 権が設定されている場 合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 唐桑町宿浦	158番2	畑	畑	公簿459 実測459 のうち 459	なし	なし	農振地域外 農用地区域外	都市計画 区域外
			「以 下 余 白」					
		計 1筆		459㎡	(田	0㎡、畑	459㎡)	

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	大谷地区	気仙沼市

図面記号									
N-8									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	4筆 1,763 m ² (田 m ² 畑 1,763m ²)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間		その他		
	所有権		移転	復興整備計画公表後	永年		なし		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用予定地は、既存道路側溝を経て放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。 ・ 既設排水施設への接続のため、集水柵を設置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
気仙沼市 本吉町大谷	374番3	畑	畑	公簿463 実測464 のうち 464	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町大谷	375番2	畑	畑	公簿212 実測213 のうち 213	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町大谷	375番1	畑	畑	公簿443 実測441 のうち 441	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
気仙沼市 本吉町大谷	375番6	畑	畑	公簿641 実測645 のうち 645	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
			「以 下 余 白」					
計 4筆				1,763 ㎡ (田	㎡ 畑 1,763㎡)			

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	波路上地区	気仙沼市

図面記号									
N-9									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	4筆 2,751㎡（田 0㎡ 畑 2,751㎡）							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・転用予定地は、道路側溝を経て海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。 ・既設排水施設への接続のため、集水柵を設置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
気仙沼市 波路上杉ノ下	54番 の一部	畑	畑	公簿1,188 実測1,188 のうち 736	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域内
気仙沼市 波路上杉ノ下	55番 の一部	畑	畑	公簿473 実測473 のうち 184	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域内
気仙沼市 波路上杉ノ下	80番2 の一部	畑	畑	公簿1,691 実測1,698 のうち 1,385	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域内
気仙沼市 波路上杉ノ下	81番1 の一部	畑	畑	公簿477 実測477 のうち 446	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域内
			「以 下 余 白」					
計 4筆				2,751㎡	(田	0㎡、畑	2,751㎡)	

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	川原地区 (1工区)	気仙沼市

図面記号									
N-11									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				「別紙1記載の通り」					
	計	1筆 43.55 ㎡ (田 ㎡、畑 43.55 ㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類		権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他
	所有権		移転		復興整備計画公表後		永年		なし
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転用予定地は、既存道路側溝を経て海岸へ放流するため、周辺農地での営農に支障は生じない。 ・ 既設排水施設への接続のため、集水柵を設置する。また、既設排水施設の布設替えと蓋掛けを行う。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の氏 名又は名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 岩月台ノ沢	7番 の一部	畑	畑	公簿67 実測67 のうち 43	なし	なし	農振地域外 農用地区域外	都市計画区域内
気仙沼市 岩月台ノ沢	7番 の一部	畑	畑	公簿67 実測67 のうち 0.55	なし	なし	農振地域外 農用地区域外	都市計画区域内
			「以 下 余 白」					
		計 1筆		43.55 ㎡ (田	㎡、畑	43.55㎡)		